

## 令和5年度

### 第6回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和5年12月11日（月曜日） 13時00分 開会  
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	使用貸借権の解約通知について
報告事項	農地法第5条受理通知書の返納について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用集積等促進計画の認可について
議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積計画について
議案第6号	非農地通知について

#### 出席委員（17名）

1 番 井口 健	10 番 坂東 紀好
2 番 中村 弘	11 番 笠野 喜久雄
3 番 吉中 雅三	12 番 山本 茂樹
4 番 曾根 光彦	13 番 丸山 勝
5 番 小方 保寛	14 番 吉川 松男
7 番 谷河 績	16 番 湯川 徳弘
8 番 藪 利昭	17 番 貴志 年伸
9 番 藤田 城司	18 番 藤井 友彦

19番 岩橋 章博  
欠席委員

6番 井上 直樹

15番 堀 良子

出席職員

農業委員会事務局

局長 奥谷 知彦

課長 前口 政明

副課長 藤田 誠一

班長 中居 一樹

事務主査 森元 美沙

事務主任 田伏 諒

事務主任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第6回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る11月28日、岩橋委員、中村委員、井上委員、丸山委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、井上委員、堀委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、山本委員、丸山委員にお願いいたします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、20件ありました。

全て相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 8は住所が・・・ですが、対象農地の現況は駐車場で平成5年に転用届出済のため、地目変更の指導をしております。

No. 9は住所が・・・であり、対象農地のあつせん希望のため、あつせんを予定しております。

No. 11は住所が・・・ですが、自身で通作しますとのことでした。

No. 12は住所が・・・ですが、市内在住の叔父が管理するとのことでした。

No. 17は住所が・・・ですが、自身で通作しますとのことでした。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 使用貸借権の解約通知について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明します。

使用貸借権の解約が1件ありました。

No. 1は、令和元年5月1日から設定されている都市農地貸借法の使用貸借権を合意解約するものです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項につい

て、ご了承いただけますか。

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条受理通知書の返納について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

本件については、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出に係る受理通知書の返納が1件ありました。

令和5年9月4日付で、受理通知書を交付しましたが、面積に変更が生じたため返納後に再提出となりました。

なお、P12、13の報告事項農地法第5条第1項の規定による届出のNo. 9、No. 10、No. 11と関連です。

以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項について、ご了承いただけますか。

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で7件ありました。

11月9日付、11月20日付、11月29日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項について、ご了承いただけますか。

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で13件ありました。

11月9日付、11月20日付、11月29日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 13は使用貸借権設定で、No. 9、No. 10、No. 11はP7の報告事項農地法第5条受理通知書の返納についてのNo. 1と関連です。

以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項について、ご了承いただけますか。

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用集積等促進計画の認可について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明します。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、25件ありました。

面積は田のみで43,193㎡です。

なお、令和5年10月18日および11月8日付けで県知事による認可済みです。

以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項について、ご了承いただけますか。

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 相続税の納税猶予に関する

適格者証明願について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明します。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が2件あったものです。相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

ないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

最初に、No. 4を先議とします。

吉中委員、一時退席をお願いします。

.....吉中委員退席.....

◆田伏主任 番外 説明します。

No. 4は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。なお、対象農地は市街化区域です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号No. 4について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号No. 4は可決と決定し

ました。

.....吉中委員着席.....

次にNo. 4以外について

◆田伏主任 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請でNo. 4を除き、11件ありました。

これらの案件についても、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。なお、No. 2は市街化区域であり、1年間の使用貸借権設定の更新です。

No. 3は市街化区域であり、新規耕作です。作付作物はジャガイモ、サツマイモ、豆類、はっさく及びレモンで、農機具は譲渡人よりクワ等を譲り受け、耕運機及び噴霧器を購入予定とのことです。

No. 5は新規耕作であり、作付作物は白菜及びレモンで、農機具は噴霧器、草刈機、クワ、トンガ等を所有しているとのことです。

No. 6は市街化区域です。

No. 8は市街化区域です。

No. 9は市街化区域です。

No. 10は新規耕作であり、作付作物はみかん、柿、栗、トマト、トウモロコシ、キュウリ、白菜、キャベツで、農機具は草刈機、動力噴霧器を所有しており、耕運機を購入予定とのことです。

No. 11は法人新規耕作であり、作付作物は柑橘類で、農機具は草刈機、剪定機、動力噴霧器、撰果機及びフォークリフトを

所有しているとのことでした。

№. 12は新規耕作であり、作付作物は水稲、サツマイモ及び枝豆で、農機具は耕運機、コンバイン、田植え機、草刈機及び噴霧器を農業者である友人より借り入れることになっているとのことでした。

また、№. 10及び№. 11については新規耕作でかつ面積が1,000㎡以上のため、現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） №. 10、№. 11につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので岩橋委員さん報告願います。

◆19番（岩橋 章博） 議案№. 10新規耕作案件について報告します。

11月28日中村委員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請地はすべてが耕作放棄地であり、自宅横の農地は竹林、あと以前は田であったと思われます。

申請人は半年前、・・・で転居して、現在の家、農業用倉庫、農地を不動産業者から斡旋を受け、まず家を購入したとのことでした。

現況の放棄地状態から見て、耕作開始以前に放棄地解消が先決であり、重機が必要と思うが、解消計画を尋ねると、まだ自分の土地にはなっていないが、すでに3か月かけて、手作業で約800㎡解消しており、来年夏までにすべてを終わらせ、秋から耕作開始する計画とのことでした。

農機具は動噴、草刈り機、軽トラックなどを所有し、耕運機は購入予定である。

作付け計画はすでにある柿、栗等の柑橘類と野菜で、現時点では栽培知識は乏しいと思われませんが、近所の親しくしている方に教わり、作付けするとのことでした。

人柄は実直そうな人でした。

続きまして議案№. 11について報告します。

本案件は・・・の法人による新規耕作であります。

申請地は南北が道路に接した四角の、耕作に最適な農地であり、現況は放棄地状態であります。

申請法人は・・・どうして本市へ進出するのかと尋ねると、和歌山市には大きな需要が見込め、将来は和歌山市を販売の拠点にしたいとのことでした。

申請書に・・・の耕作証明が添付されていますが、法人ではなく個人への証明になっており、法人の登記は2011年設立と12年前となっていることの説明を求めたところ、今まですでに代表者個人の農地で法人として営農し、税務申告もしているが、利用権設定をしていなかったため法人としての耕作証明がでなかったとのこと、現在、・・・へ、利用権設定申請中で、その申し込みの写しが添付されています。

しかし、あくまでも今回は農地所有適格法人の新規農地取得とし、南部町での実績はないものとして審査しました。

農地所有適格法人の主な要件確認としては、まず法人形態が株式会社で、株式の譲渡制限を設けているかどうか、事業要件が主たる事業が農産物の加工販売を含む農業であるかどうか、構成員・議決要件が法人の行う農業に常時従事する者1名で議決権100%であります。

役員要件、法人の行う農業に常時従事する者（取締役1名）となっており、適格法人の各要件を満たしております。

許可後放棄地状態の農地をいつ解消するのかとの問いに、来年3月までに取締役本人が・・・に転居し解消する予定で、社員1名を当申請地に張り付けるとの事でした。現在社員は3名いるそうです。

必要な農機具も保有しており、申請地では梅干しはもちろん柑橘類（みかん、ライム、レモン）を植え、ネット販売を中心に販売していきたいとのことでした。

なお、許可されれば、毎年決算後に農地所有適格法人の要件審査がある事を申し伝えておきました。

◆会長（谷河 績） ありがとうございますました。

議案第2号No. 4以外について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号No. 4以外についても可決と決定しました。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

農地に支柱を立て、営農をしながら上部

空間に太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

なお10年間の一時転用で、本申請は平成30年7月17日付で許可があったものについて再設定を目的とするものです。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、和歌山市内に在住する個人で、相続した農地の維持管理に苦慮していたため、土地の有効利用について考慮の末、県道に面し、周辺に住宅地や教育施設がある当該申請地を長屋住宅に転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は、和歌山市内で・・・を営む個人で、業績もよく、資材置場が不足してきたことから、事業所から近く、前面道路が広く利便性の良い当該申請地を、露天資材置場として転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま。

なお、No. 2については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 2につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので中村委員さん報告願います。

◆2番（中村 弘） 議案第3号2番農地法第4条第1項の規定による許可申請について報告します。

去る11月28日火曜日、私と岩橋委員、事務局2名で現地調査と申請人代理人・・・さんに事情聴取を行いました。

申請者は・・・、申請地は・・・で地目は田、現況は畑で第2種農地です。

申請理由は去年相続したが、この先も農業を続けていくだけの人手がない為、耕作や草刈りの負担を減らせるように宅地にして管理するようになりたいとのことです。

転用内容は・・・にあり・・・も近くにあり、南側は県道・・・に面しており長屋住宅2階建て3棟20戸を新築し宅地として管理会社の適切な管理の下で賃貸経営をしていこうと考えているようです。

排水計画は東側農地で同意をもらっている、南側は生活排水で合併浄化槽70人分を通じて亀池土地改良区の農地転用意見書を、また地元でも同意をもらっている水路に排水し西側は住宅、北側は雨水を排水、内原土木水利組合にも同意をもらっているとのことです。

転用の実現性は資金計画では・・・するそうです。

工事期間は令和6年7月31日まで、完成は9月末だそうです。

以上報告を終わります。

特に問題ないと思いますが皆様の慎重なご審議よろしくお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆10番（坂東 紀好） 1番の営農型太陽光発電に関して規制強化があるとか問題点がたくさん出ているということで、厳

しくなっていく何か変わるということがあれば教えてほしい。

◆藤田副課長 詳細は確認できてないですが詳細決まりましたら報告します。

◆10番（坂東 紀好） 太陽光発電を重視し減収が大きく営農が来ているのかという問題があると思う。

◆藤田副課長 減収は2割までとなっていて、年1回県に報告することになっていますが、それに関して条件が変わると聞いていますので、情報が出次第お伝えさせていただきます。

◆会長（谷河 績） ほかにございませんか、ないようですので議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人で、申請地周辺に教育施設や鉄道の駅があり、子育てをするのに適した住環境であることから、当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は申請地の隣接地で・・・を営む

法人で、従業員の駐車スペースの拡張や資材や商品の搬入の効率化を図るため、当該申請地を露天駐車場と資材置場として転用申請するものです。

なお、令和5年10月25日付で農用地区域を除外しております。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は現在、和歌山市外に居住していますが、家族の増加にともない手狭となってきたことから、妻の実家に隣接する当該申請地を個人住宅として転用申請するものです。

なお、使用貸借権の設定で、開発許可申請中です。

No. 4 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を行う法人で、現在市内の各所に駐車場を借り、そこより乗り合わせて営業所や顧客先に訪問していますが、駐車場の集約化や効率化のため当該申請地を露天駐車場へ転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま。

なお、No. 1とNo. 4については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1につきましては、井上委員が現地調査並びに事情聴取、報告書の作成を行っておりますが、本日欠席されておりますので、事務局で報告書の代読をしてください。

◆森元主査（代読） 議案第4号No. 1について報告します。

本件は、農地法第5条の許可申請で11月28日、私と丸山委員それに事務局と共に現地調査し、申請者の代理人である・・・さんから事情聴取を行いました。

申請地は、議案書及び説明資料のとおりで、市道の・・・沿いの第2種農地です。

地目は田、現況は休耕地の状態でした。

申請者は、・・・です。

転用理由は、農地の譲渡人が高齢でかつ後継者もないこと、申請地の地形が平で分譲しやすいこと、駅や学校も近いので分譲地に適すること等です。

また、申請地の西隣で、既に分譲がおこなわれていますが、業績好調とのこと。

内容に関しては、開発許可申請中で、排水施設は、汚水は合併浄化槽を経由、雨水は敷地内で集水後、いずれも北側の公共水路に放流を計画し、土地改良区の了解も得ています。

また、東側は農地と隣接しますが、すべての隣接者の同意も得ています。付近の農地に対する影響や用水路等への被害は無いと考えられます。

この件に関しては、特に問題はないと思慮されますが、各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

No. 4につきましても、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので丸山委員さん報告願います。

◆13番（丸山 勝） 議案第4号No. 4について説明します。

本件は、農地法第5条の所有権移転の許



可申請で11月28日、私と井上委員それに事務局と共に現地調査と申請人の代理人から事情聴取を行いました。

申請地は、市街化調整区域内の第2種農地で、・・・地目は田ですが、現況は、多年草が2m位の高さで生い茂っている休耕地です。

同所は、・・・に位置しますが、譲受人が所有する土地を挟んで、県道から北側約50m離れた場所となります。

譲受人は、・・・事業展開しています。

転用目的は、現在、・・・にある会社の土地が、社用車や従業員車両で駐車場スペースが飽和状態のため、近くで数か所駐車場を借りているものの、各府県の営業所や顧客先に行く場合、営業マンと技術者が1台の車で乗り合わせて行くことが大半でそれぞれ別の駐車場となり、効率が非常に悪いところから、今後、本社や倉庫等を移転するために所有している土地に隣接する阪和高速北インター近くで駐車場として利用出来る土地を探していたところ、本件物件が休耕地であったので、所有者に声掛けしたところ、所有者は、本件物件は自宅から遠く他に耕作してくれる担い手も見つからず困っていたとの事で、譲り受ける事となりました。

これにより、駐車場を集約して効率化だけではなくコスト面においてもメリットがあるところから今回の申請に至ったとのことです。

造成工事費用等は自社資金で、周囲を高さ約50cmのコンクリートで擁壁をし、造成して碎石仕上げを行い、雨水は自然浸透するほか、西側にU字溝で水路を設けて雨水を排出するが、申請地と譲受人が所有

する土地の間に用水路があるものの、この水路の終末が民地になる為、この水路に雨水を流せないところから、U字溝から塩ビパイプを通して水路を跨ぎ、この塩ビパイプを南側にある自社所有の土地に溝を切って自社所有地にある貯水池まで流し、この貯水池を介して県道北側の水路に流すとのことです。

進入路は、譲受人所有敷地と申請地の間に水路があるため、その上に幅約6mの門型可変側溝で橋をかけ、28台分の駐車場を確保するとの事です。

転用に伴う付近の農地に対する影響や用水路等の被害は問題ないと考えられます。

なお、本件物件の南側に譲受人が所有する土地については、和歌山市が地区計画に指定しています。

以上から、特に問題なしと思慮されますが、各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第4号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆19番（岩橋 章博） No. 4の意見について、今の説明の中でいずれは本社移転をするといった話があったと思うのですが、写真にあるトラックを沢山置いてある土地は既に・・・の土地になっているということですね。

そこで今回の申請地との間に橋をかけてここから出入りをすると聞いていますが、まず1つは本社移転をする予定があるなら、今トラックを置いているのをとって本社移転して同時に駐車場に転用するべきと思

ます。

もう一つは転用の目的、・・・のほうで乗り合わせて行くのは効率が悪いので、ここで乗り合わせて行くということですが、申請書を見せてもらったところ転用目的に対する資料が理由書以外に付いてなかった。

たとえば聞き取りの説明の中で・・・と聞いています。

ここで28台分を確保するというのですが、市内の他の駐車場の具体的な資料が無かったので腑に落ちません。

◆藤田副課長 まず本社移転の話ですが、これについては不確定な計画です。

地区計画は令和5年3月31日ですが、まだ具体的な申請は出されていないし、事前協議にも来ていないので、転用を行うとしては本社移転を前提には考えていません。

資料については2筆の申請地がなぜ必要なのか、その個別の転用になるのでそれ以外については求めておりません。

◆会長（谷河 績） いつから計画するのか都市計画課にも聞いて、次回の農業委員会総会で説明してください。

今、現地調査を行った丸山委員が言われたとおり、現場は2mぐらいの草が生えているということです。

次の総会までに・・・がいつまでに移転してどういう計画であるか報告させて、本日は許可するという意見でよろしいですか。

◆19番（岩橋 章博） もう一つ、駐車場が手狭であるという資料がないので、今借りている駐車場を示して効率が悪いという資料を付けてもらいたい。

◆会長（谷河 績） ほかにございせんか。

それでは議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますので、あわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、新規の契約が11件ありました。

すべてが使用貸借権の設定です。

貸借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1からNo. 10については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 11については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田が28,520㎡、畑が888㎡、総面積が29,408㎡です。

また、うち農地中間管理事業による設定が1件あり、面積は田のみで902㎡です。なお、No. 3およびNo. 4は松尾推進委員によるあっせんで貸借が成立したものです。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆19番（岩橋 章博） 説明の中で、農業委員会による利用権設定と、もう一つ中間管理機構をとおした設定がありますということですが、法改正で今後も農業委員会自身で設定をしていけるのか、それともすべて中間管理機構になるのか教えてください。

◆中居班長 最終的には地域計画を令和6年度策定していくのですが、それが終わっ

た後は利用権がなくなりまして、すべて中間管理事業になります。

◆19番（岩橋 章博） 中間管理事業になった場合、私はあの人に借りてもらってほしいという話がお互いのできた上で、農業委員会で契約していたと思うのですが、そういうことは中間管理事業になった場合もできますか、それとも白紙委任して中間管理機構が地元優先といった形で決めてしまうのですか。

◆中居班長 マッチングについては市町村が地域計画で地図を作るうえで行いますので今までと変わりません。

◆会長（谷河 績） ほかにございませんか。

ないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和5年10月12日、・・・で（49件、198筆）を南方推進委員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書11件の提出がありました。

面積は畑が32筆、15,050㎡です。

議案書番号1～11について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画

されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われ

ます。  
なお、各地区の土地改良区等と協議済です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。議案は以上となります。

◆奥谷局長 事務局からその他の報告がございますので、報告させていただきます。

◆藤田副課長 番外 説明します。

農業委員会総会・合同会議のご案内について。

資料A4縦2枚組をご覧ください。

1月12日（金）開催の第7回農業委員会総会は、推進委員さんとの合同開催を予定しています。

勤労者総合センター6階、文化ホール午後3時から、農業委員さんと推進委員さんの合同会議での開催とします。

現地調査当番表について。

資料A4縦をご覧ください。

令和6年1月から6月までの現地調査当番表の案をつくりましたので配布させていただきます。

今の時点で予定が合わない場合は今月末までに農業委員会事務局の藤田まで連絡をお願いします。

それ以降で当番日に都合がつかなくなっ

た場合で、交代していただく方がある場合はその旨を連絡願います。

また、調整がつかない場合や緊急の場合は連絡いただきましたら交代の手続きを行います。

なお、案件が多い場合には応援をお願いすることがありますので、ご協力宜しくお願いします。

農業委員会だよりについて。

A3カラーをご覧ください。

既に配布していますが、農業委員会だよりを発行しています。

ご参考ください。

以上です。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

なければ、第6回総会を閉会いたします。

13時55分 閉会